

地域課題解決型ワーケーションプログラム実施業務委託プロポーザル実施要領

この要領は、地域課題解決型ワーケーションプログラム実施業務（以下「業務」という。）に係る業務委託先を決定するために行う公募型プロポーザル（以下「本プロポーザル」という。）の実施について、必要な事項を定めるものである。

記

1 業務の概要

- (1) 業務名
地域課題解決型ワーケーションプログラム実施業務
- (2) 業務の目的
ワーケーション導入やチームビルディング等の推進及び地域貢献の実施を希望する都市部企業と、人口減等による課題を抱える鳥取県内企業・団体をマッチングさせるプログラムを行うことで、県内の地域課題解決につなげるとともに、都市部企業との交流・協働による継続的な関係性を構築し、地域活性化及び企業単位の関係人口を創出する。
- (3) 業務の内容
別紙1「地域課題解決型ワーケーションプログラム実施業務仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおりとする。
- (4) 業務期間
契約締結日から令和6年2月29日（木）まで
- (5) 予算額
金6,297千円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

2 参加資格要件

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 令和3年鳥取県告示第457号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有するとともに、その業種区分が「イベント・広告・企画」の「イベント企画・運営」に登録されている者であること。
なお、本件入札に参加を希望する者であって、競争入札参加資格を有していない者又は当該業種区分に登録されていない者は、鳥取県競争入札参加資格審査事務取扱要綱（昭和40年1月30日付発出第36号）第5条第1項に規定する競争入札参加資格者名簿（以下「競争入札参加資格者名簿」という。）への登録に関する申請書類を令和5年7月7日（金）正午までに5の（2）場所に提出すること。この際、本件入札に参加するための登録申請であることを、当該申請書類の提出と同時に5の（2）場所に必ず連絡すること。
- (3) 本件調達公告の日から企画提案書の提出期限までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付第157号）第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。
- (4) 本件調達公告の日から企画提案書の提出期限までの間のいずれの日においても、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立てがなされていないこと。
- (5) 鳥取県内に本店、支店、営業所又はその他の事業所（以下「県内事業所」という。）を有していること。
ただし、県内事業所に従業員が常駐していることが確認できる場合に限る。
- (6) 個人情報取り扱い等に留意し、業務内容に係る守秘義務を遵守できること。

3 審査会の設置

- (1) 企画提案書を審査するため、地域課題解決型ワーケーションプログラム実施業務プレゼンテーション

審査会（以下「審査会」という。）を設置する。

- (2) 審査会は4名以上で構成する。
- (3) 審査にあたっては、提案者によるプレゼンテーションを実施する。
- (4) 参加申込者が多数（5者以上）の場合は、書類審査を実施し、プレゼンテーションを行う提案者を決定する。

4 審査方法等

- (1) 審査は、審査会を開催し、あらかじめ提出された書類、プレゼンテーション及び質疑応答を受けて、別紙2「地域課題解決型ワーケーションプログラム実施業務委託プロポーザル審査要領」（以下「審査要領」という。）に基づき、審査委員が個別に評価採点し、その点数を合計する方法により得点を算出して行う。
- (2) (1)により最も高い得点を獲得した者を、最優秀提案者（以下「特定者」という。）として選定する。なお、特定者以外の者についても得点順に順位付けを行う。
なお、評価点が最も高い者が2者以上あるときは、審査委員の合議により順位を決定する。
- (3) 審査結果は、参加者全員に文書で通知するとともに、インターネットの鳥取県交流人口拡大本部ふるさと人口政策課のウェブページ (<https://www.pref.tottori.lg.jp/jinkouseisaku/>) でその概要を公表するものとする。
- (4) 審査の経緯は公表しない。
- (5) 審査結果に対する異議申し立ては受け付けない。

5 応募手続等

- (1) 書類の提出先及び問合せ先
〒680-8570 鳥取県鳥取市東町一丁目 220
鳥取県交流人口拡大本部ふるさと人口政策課関係人口推進室
電話 0857-26-7128
ファクシミリ 0857-26-8742
電子メール jinkouseisaku@pref.tottori.lg.jp
- (2) 競争入札参加資格者名簿への登録に関する問合せ先
〒680-8570 鳥取県鳥取市東町一丁目 220
鳥取県総務部総合事務センター物品契約課
電話 0857-26-7431
- (3) 実施要領等の交付
地域課題解決型ワーケーションプログラム実施業務委託プロポーザル実施要領（以下「実施要領」という。）等については、令和5年6月30日（金）から同年8月1日（火）までの間にインターネットの鳥取県交流人口拡大本部ふるさと人口政策課のウェブページ (<https://www.pref.tottori.lg.jp/jinkouseisaku/>) から入手すること。ただし、これにより難しい者には、次により直接交付する。
ア 交付期間及び時間
令和5年6月30日（金）から同年8月1日（火）までの間（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前8時30分から午後5時までとする。
イ 交付場所
(1) のとおり。

6 参加申込書の提出

本プロポーザルに参加を表明する者は、企画提案書の提出に先立ち、令和5年7月18日（火）午後5時までに、様式第1号の参加申込書及び様式第2号の誓約書を5の（1）の場所へ電子メールで提出するとともに、提出後は5の（1）の場所に電話連絡を行い、受領された旨を確認すること。

なお、参加申込書には、参加資格の必須要件ではないが、審査要領の審査項目に該当する過去の実績等を確認するため、令和元年度以降に受託した類似業務の実績の主なものを記載すること。

7 質問の受付について

- (1) 質問がある場合は、質問内容を明確に記載し、令和5年7月7日（金）午後5時までに5の（1）の場所へ電子メール（様式自由）で質問すること。
- (2) 電子メール以外での質問は受け付けない。
- (3) 質問とその回答は、令和5年7月12日（水）までに鳥取県交流人口拡大本部ふるさと人口政策課のウェブページ（<https://www.pref.tottori.lg.jp/jinkouseisaku/>）で公開する。

8 企画提案書の作成、提出

企画提案書は次に定めるところにより作成し、提出するものとする。

- (1) 企画提案に必要な書類
 - ア 企画提案書（様式第3号）
 - イ 提案の内容をまとめた企画書（様式任意）
 - ウ 受託費用見積書
- (2) 企画提案書等作成に当たり留意すべき事項
 - ア 業務実施に当たっての基本的な考え方・方針、全体概要、業務実施体制、実施責任者、事業所概要、役割分担、事業スケジュール等を具体的に記載すること。
なお、追加説明資料を求められた場合は、速やかに提出すること。
 - イ 発注者が定めた仕様書の内容に基づいた具体的な企画・実施案を記載すること。
- (3) 企画提案書等の提出期限、提出場所及び方法
 - ア 提出期限 令和5年8月1日（火）午後5時まで
 - イ 提出場所 5の（1）の場所
 - ウ 提出書類の形式 用紙サイズはA4版（必要に応じてA3版の折り込みも可とする）とし、枚数は任意とする。
 - エ 提出部数 正本1部、副本5部 計6部
 - オ 提出方法 持参又は郵送の方法による。
（ファクシミリ及び電子メールによる提出は受け付けない）
なお、持参による場合は、提出期限までの日（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前8時30分から午後5時までの間に限り受け付ける。また、郵送の場合は、簡易書留郵便（親展と明記すること。）又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留便に準ずるもの（親展と明記すること。）によることとし、令和5年8月1日（火）午後5時までに到着したものに限り受け付ける。
- (4) その他留意事項
 - ア 業務実施体制、実施責任者、事業所概要等について追加説明資料を求められた場合は、速やかに提出すること。
 - イ 企画提案書等は、原則として返却しない。
 - ウ 提出された書類は、業務実施予定者の選定以外の目的には、参加者に無断で使用しないものとするが、選定を行うために必要な範囲内において複製する場合がある。
なお、発注者に提出された書類は、鳥取県情報公開条例（平成12年鳥取県条例第2号）に規定する非開示情報に該当するものを除き、同条例の規定による公文書の開示の対象となるが、参加者に無断でプロポーザル以外の用途には使用しない。
 - エ 選定された者の企画提案書等に係る著作権の帰属については、契約時に取り交わす契約書により定めるものとする。ただし契約締結前であっても、参加者に帰属するものとする。
 - オ 選定されなかった者の企画提案書等に係る著作権は、参加者に帰属する。
 - カ 発注者は参加者に対して、企画提案書等に係る著作権の使用に係る一切の対価を支払わないものとする。
 - キ 2の参加資格要件を満たさない者が提出した企画提案書等、虚偽の記載がなされた企画提案書等及

び企画提案書等が本実施要領に示された条件に適合しない場合は無効とするとともに、選定の取り消しを行うことがある。

ク 審査委員又はその予定者に対し、選考に対する働きかけを行った者は失格とする。

ケ 企画提案書等の提出後、企画提案書等に係る個別事項に疑義がある場合は、発注者から質問することがある。

コ 企画提案書は1者につき1案とする。

9 企画提案のプレゼンテーション

次により、企画提案書に係るプレゼンテーションを実施する。

(1) 日時 令和5年8月中旬（参加者に後日通知する。）

(2) 場所 鳥取県鳥取市東町一丁目 220 鳥取県庁内会議室（参加者に後日通知する。）

(3) 持ち時間等 35分程度

企画提案書等の説明（20分程度）、質問時間（15分程度）

(4) 使用機器等

プロジェクター及びスクリーンは、発注者が会場に準備する。その他、プレゼンテーションに必要な物は参加者が準備すること。

(5) その他

企画提案書提出後の内容の差し替え、追加は認めない。

なお、情勢によりプレゼンテーションの実施方法を変更する場合がある。その場合は、参加申込者に別途通知する。

10 契約の締結

4の(2)により特定者として選定された者と契約締結の協議を行い、見積書を徴して契約を締結する。この協議には、企画提案書の趣旨を逸脱しない範囲内での仕様書の変更の協議も含む。協議が不調のときは、4の(2)により順位付けられた上位の者から順に契約締結の協議を行う。

11 契約保証金

受託者は、契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。）第113条第1項に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、会計規則第112条第4項の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

12 委託料の支払

委託料は、原則精算払とする。ただし、契約時に定める支払計画の範囲内において、発注者が必要と認める場合に、受託者の請求により前払いすることができるものとする。

13 事業の要件に反した場合の取扱い

受託者が事業の実施に当たり委託契約の要件に反した場合には、発注者は委託契約額の一部又は全部を返還させる権利を有する。

14 全体スケジュール

令和5年6月30日（金）	県ウェブサイト掲載（公募開始）
令和5年7月7日（金）	企画提案書等作成に関する質問期限
令和5年7月12日（水）	質問に対する回答期限
令和5年7月18日（火）	参加申込書提出期限
令和5年8月1日（火）	企画提案書等提出期限
令和5年8月上旬	審査会案内送付
令和5年8月中旬	審査会開催（プレゼンテーション及び審査）
令和5年8月中下旬	審査結果の通知・契約協議開始

15 その他

(1) 契約の相手方（以下「受託者」という。）が次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる旨契約書に記載するものとする。

なお、受託者が次に掲げる事項のいずれかに該当することを理由に発注者が契約を解除するときは、受託者は違約金として契約金額の10分の1に相当する金額を発注者に支払わなければならない。

また、受託者が次に掲げる事項のいずれかに該当するかどうかを鳥取県警察本部に照会する場合がある。

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団の構成員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。

イ 次に掲げる行為の相手方が暴力団又は暴力団員であることを知りながら当該行為を行ったと認められるとき。

(ア) 暴力団員を役員等（受託者が法人の場合にあってはその役員及び経営に事実上参加している者を、受託者が任意の団体にあってはその代表者及び経営に事実上参加している者をいい、非常勤を含むものとする。以下同じ。）とすることその他暴力団又は暴力団員を経営に関与させること。

(イ) 暴力団員を雇用すること。

(ウ) 暴力団又は暴力団員を代理、あっせん、仲介、交渉等のために使用すること。

(エ) いかなる名義をもってするかを問わず暴力団又は暴力団員に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与えること。

(オ) 暴力団又は暴力団員を問題の解決等のために利用すること。

(カ) 役員等が暴力団又は暴力団員と密接な交際をすること。

(キ) 暴力団若しくは暴力団員又は（ア）から（カ）までのいずれかに掲げる行為を行う者であると知りながら、その者に物品の製造、仕入れ、納入その他の業務を下請等させること。

(2) 参加申込書・企画提案書等の作成、応募、プレゼンテーション等に要する費用は、参加者の負担とする。

(3) 特定者は、業務委託契約に当たり、契約書を作成するものとする。また、特定者は、本プロポーザルの最適者として特定したものであるが、契約手続の完了までは、発注者との契約関係を生じるものではない。

(4) 契約書の作成に当たり、仕様書中の契約条項を契約書に記載した場合は、当該契約条項を仕様書から削除する場合がある。

(5) 仕様書中の契約条項を契約書に記載する場合において、契約書の様式に合わせるため、当該契約条項の趣旨を変えない範囲で用語を変更するときがある。

(6) 新型コロナウイルス感染症拡大の状況等を踏まえ、仕様の内容を変更するときがある。

(7) 令和5年7月中に鳥取県の組織改正が予定されているため、組織改正日以降は4（3）、5（1）、5（3）及び7（3）の組織名称は次のとおり読み替えるものとする。

4（3）、5（3）、7（3）：鳥取県輝く鳥取創造本部中山間・地域振興局人口減少社会対策課

5（1）：鳥取県輝く鳥取創造本部中山間・地域振興局人口減少社会対策課移住定住・関係人口室